

高石市都市計画施設等の区域内における建築許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の許可について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法その他の法令で定めるものをいう。

(許可申請)

第3条 法第53条第1項の許可を受けようとする者は、法令等に定めがあるもののほか、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域の境界を市長が明示した図面
- (3) 建築物の平面図及び立面図
- (4) 敷地面積、建築面積及び延床面積の各求積図
- (5) その他市長が必要と認める図書

(許可基準)

第4条 円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼす恐れがないと市長が認める場合は、法第54条第3号イ中「二以下」を「三以下」と読み替えて適用することができるものとする。この場合において、建築物が都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域の内外にわたるときは、当該建築物が区域内の部分を容易に分離できる等設計上の配慮がなされていなければならない。

2 市長は、前項の規定の適用による許可を行うにあたり、必要な条件を付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。